

向もあり、今後も日帰り利用の増加が予想されるところである。日帰り利用についても、施設利用に要する光熱水費等の経費は生じている。今後利用料金が徴収できないまま日帰り利用が増加すれば、指定管理者の収支悪化を招く可能性もある。

キャンプ場やマレットゴルフの日帰り利用の料金徴収について、今後検討が望まれる。

③ 施設の管理運営は適切か（大規模修繕計画及び更新計画（修繕等計画））

ア.施設の大規模修繕計画及び更新計画（修繕等計画）の概要（両施設）（説明）

（ア）須坂青年の家

修繕等計画の有無・・・有

修繕等計画がある場合・・・概要（以下のとおり）

現在の「青年の家・少年自然の家 工事・修繕計画」は、指定管理者制度導入前の県の直営の時期に作成されたものである。これは、須坂・松川青年の家及び望月・阿南少年自然の家を対象として、以下の考え方に基づき作成されている。

「青年の家・少年自然の家 工事・修繕計画」における工事・修繕実施の考え方

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 平成 22、23 年度 | 修繕等を行わないと、施設・設備の機能が失われるもので、緊急性があるもの |
| 平成 24 年度 | 同上(緊急性について、若干の猶予があるもの) |
| 平成 25 年度 | 上記以外で、利用客へのサービス向上等のため、工事・修繕が必要なもの |

指定管理者制度導入後は、上記の工事・修繕計画に加えて、指定管理者に修繕に関する要望を聴取し、県が必要と認める工事を予算要求している。

（イ）松川青年の家

修繕等計画の有無・・・有

修繕等計画がある場合・・・須坂青年の家と同様である。

イ.施設の修繕計画について（両施設）（意見）

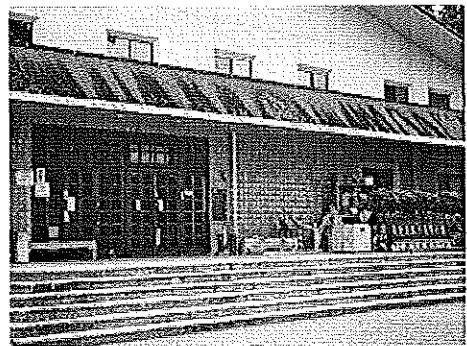
文化財・生涯学習課では、平成 22 年度～25 年度における「青年の家・少年自然の家工事・修繕計画」を指定管理者制度導入前に作成している。これに加えて、指定管理者制度導入後は指定管理者の修繕工事に対する要望を聞き、必

要なものから予算要求を行っている。修繕計画に含めたものについては、財政的な裏付けが可能かどうかについても検証することが望ましい。

「青年の家・少年自然の家工事・修繕計画」の中の「工事・修繕実施の考え方」によれば、平成 22 年度～24 年度については、施設・設備の機能維持と緊急性の観点から修繕工事が予定されている。また、利用者へのサービス向上等のため工事・修繕が必要なものについては、平成 25 年度に予定されている。

上記の計画では、松川青年の家の玄関の屋根修繕工事は平成 24 年度に予定されているところである。正面玄関の屋根は傷みが顕著であり、施設の印象を低下させることは明らかである。施設の写真を撮影する上でも支障があり、利用者の増加を図る上で問題があると考えられる。

施設・設備の安全性は何よりも大事であるが、利用者増加対策上の効果も考慮して修繕工事の優先度は柔軟に決定することが望ましい。



④ 施設の管理運営は適切か（日帰り利用者数の把握について）（須坂青年の家）（意見）

須坂青年の家の日帰り利用者数（4 月から 10 月までの 7 ヶ月）は、平成 19 年度 3,194 人、平成 20 年度 2,256 人、平成 21 年度 2,262 人となっている。これに対して平成 22 年度（4 月から 10 月までの 7 ヶ月）は 883 人と大幅に少なくなっている。

日帰り利用数の把握の仕方について、特に基準は定められていない。指定管理者制度導入前（平成 21 年度以前）は、急な研修室・体育館の利用やグランドの無料利用等も含めてカウントしていたようである。これに対して、現在の指定管理者は厳密に考えて、原則として利用計画書（目的、人数）の提出があったものをカウントしている。

22 年度における日帰り利用の大幅な減少は、カウントの仕方の相違が影響しているものと予想はできるが、詳細は不明である。利用状況を一定の基準に従って継続して算定し、期間比較するためには、利用者数の把握の仕方について基準を定め、指定管理者と県との間で合意しておくことが望ましい。

また利用率の算定方法についても改善が望ましい点がある（詳細は少年自然の家に関する意見を参照）。

⑤ 施設の管理運営は適切か（指定管理期間と固定資産投資）について（須坂

青年の家) (意見)

須坂青年の家は、指定管理者制度移行に当たって初期投資として厨房設備のリース（契約は割賦購入）を行っている。リース期間（割賦金の支払期間）は3年となっているが、3年の指定管理期間に合わせたものである。設備の購入は、県の負担で行うことになっているが、指定管理者の判断であえて使いやすい設備を導入したものである。

指定管理期間が3年程度である場合、3年以上の長期にわたって使用する固定資産の投資を行う場合には、指定管理期間内に投資が回収できない（指定管理期間中の収入で投資額を回収できない）可能性がある。したがって、指定管理者の負担による設備の購入は行いにくい状況である。指定管理者は、長期の投資については自己の創意工夫の範囲外であり、県が所有する設備を利用して経費削減や利用者の増加を図るのが指定管理者制度の基本的な考え方と思われる。

経費削減や利用者の増大を効果的に行うためには、長期にわたる固定資産の購入が必要な場合も考えられる。そのような場合には、事業者である指定管理者と県が緊密に連絡し、協議して投資を進める仕組みが必要である。そのためには指定管理者が設備投資計画を作成し、県に提出して県と協議の上、県の負担で投資を行う手続を整備することが望まれる。

指定管理期間が長期になると、県の負担ではできない設備投資であっても、指定管理者の負担で行い、指定管理期間内に投資額を回収できる可能性が高くなる。指定管理者が職員を育成し、ノウハウを蓄積するためにも3年の指定管理期間では短いと考えられる。一方、指定管理者の経営上のリスクが生じることや、他に更に優れたサービスを提供できる民間企業等が現れる可能性もある。今後、指定管理者の経営能力やサービス提供能力についての県による審査能力を高めて、より長期の指定管理期間としていくことも検討に値すると考えられる。

⑥ 指定管理者による自己評価と県によるモニタリングが適切に行われているか (意見)

ア. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況について（説明）

(ア) 須坂青年の家

● 月例報告の状況

基本協定書第18条の規定により、指定管理者は、毎月終了後管理運営定期報告書により長野県教育委員会に報告することとされている。

報告内容は次のとおりである。

- ・施設等の利用実績
- ・利用料金徴収の実績
- ・利用料金減免の実績
- ・施設等の修繕に関する事項
- ・自主事業の実施状況
- ・利用者からの意見、要望等の対応に関する事項
- ・その他、教育委員会が管理の実態を把握するため必要と定める事項

● 事業報告（收支結果報告含む）の状況

基本協定書第19条の規定により、指定管理者は事業年度終了後、長野県須坂青年の家施設事業報告書を長野県教育委員会に提出することとされている。

事業報告書に記載する内容は次のとおりである。

- ・管理運営の実施状況に関する事項
- ・利用状況及び利用料金収入に関する事項
- ・経理の状況に関する事項
- ・自主事業の実施状況に関する事項
- ・その他長野県教育委員会が必要と認める事項

● 県によるモニタリングの状況

「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」に基づき、次のように行われている。なお、須坂青年の家は、平成22年度が指定管理者制度導入初年度のため、過去の事業報告書、管理運営状況のまとめ及び評価等は存在しない。

モニタリングの実施状況（須坂青年の家）

| 項目 | 実施状況 |
|----------------|----------------------|
| 定期報告書 | 毎月報告を受けている。 |
| 事業報告書 | 当年度終了後報告を受ける予定。 |
| 随時報告書等 | 災害、事件・事故等がないため報告はなし。 |
| 実地調査 | 今後年度内に実施予定。 |
| 管理運営状況のまとめ及び評価 | 当年度終了後に実施予定。 |

(イ) 松川青年の家

- 月例報告の状況

須坂青年の家と同様である。

- 事業報告（収支結果報告含む）の状況

須坂青年の家と同様である。

- 県によるモニタリングの状況

「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」に基づき、次のように行われている。なお、松川青年の家は、平成 22 年度が指定管理者制度導入初年度のため、過去の事業報告書、管理運営状況のまとめ及び評価等は存在しない。

モニタリングの実施状況（松川青年の家）

| 項目 | 実施状況 |
|----------------|---------------------|
| 定期報告書 | 毎月報告を受けている |
| 事業報告書 | 当年度終了後報告を受ける予定 |
| 随時報告書等 | 災害、事件・事故等がないため報告はなし |
| 実地調査 | 今後年度内に実施予定 |
| 管理運営状況のまとめ及び評価 | 当年度終了後に実施予定 |

イ. 収支状況のモニタリングについて（両施設）（意見）

「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング要領」によれば、県ではいくつかの方法により、指定管理者の管理運営状況のモニタリングを行うこととされている。そのうち、定期報告として、毎月管理業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績等の報告を受けている。しかし、この中には支出の実績に関するものは含まれていない。

毎月収支状況の実績の報告を受けることにより、指定管理者による管理運営状況を財政面から把握することが可能となる。例えば、利用者数に見合った収入が実際にあるか（利用状況の報告との整合性の確認を行う）、支出に臨時・多額なものや異常なもの等がないか、支払いが遅れているものがないか等を毎月検証することが可能になる。また、月次で検証することにより、問題が発生した場合にも、早期に把握し対策を講じることができる。

一方、定期報告の項目を増加させることは、指定管理者の業務の負担の増加につながる。県としては極力指定管理者の負担の増加になることを避けて、

指定管理者が日常使用している管理帳簿から容易に作成できる様式を使用する等により、月次あるいは四半期ベースで収支の実績の報告入手することが望ましい。

また、須坂青年の家基本協定書によれば、事業報告書において報告が要求されている収支は青年の家の運営に関するものであり、指定管理者全体の決算状況の報告は要求されていない。そのため企業全体の資金繰りの状況、倒産の可能性などは企業全体の決算書等を入手しないと評価できない。そこで、少なくとも年1回は企業全体の決算書等を入手して、企業全体の収支状況を確認することができるよう協定書で定めておく等が望ましい。

第9章 少年自然の家

1. 施設の概要

(1) 望月少年自然の家

| 住所 | 長野県佐久市協和 3489-67 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|------------------|------------------|----|--|----|----|---------|----------------|---------|----------------|------|--|----------------|----|--|----|----|---------|----------------|---------|----------------|------|--|----------------|----|----|--|--|----------------|------------------|------------------|-----|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 設置年月 | 昭和 52 年 | 根拠条例等 | 長野県少年自然の家条例 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置目的 | 少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛錬し、もって少年の健全な育成を図るため設置する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の内容 | <p>◇管理・宿泊棟 鉄筋コンクリート造平屋建 2,215.75 m² 宿泊室:28室(和室 1室、洋室 27室)、宿泊定員 200 人 体育室:360 m² その他:研修室、食堂、浴室、乾燥室、事務室、宿直室 等</p> <p>◇野外施設 キャンプ場 9,000 m²(炊事場、洗面所、便所、倉庫)宿泊定員 200 人、 営火場、運動広場 4,000 m²、スケート場 5,000 m²、遊びの広場、つどいの広場、ソリ用ゲレンデ(3コース)、マレットゴルフ場(36ホール)、 フィールドアスレチック、ディスクゴルフコース(18ホール) 等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用料金 | <table border="1"> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>25歳以上の者</td> <td>1人1泊について 900 円</td> </tr> <tr> <td>25歳未満の者</td> <td>1人1泊について 600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小中学生</td><td>1人1泊について 300 円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>25歳以上の者</td> <td>1人1泊について 300 円</td> </tr> <tr> <td>25歳未満の者</td> <td>1人1泊について 200 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小中学生</td><td>1人1泊について 100 円</td></tr> </table> <p>3 研修室及び体育館</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <td>午前9時から 正午まで</td> <td>午後1時から 午後4時まで</td> <td>午後5時から 午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>300 円</td> <td>300 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>900 円</td> <td>900 円</td> <td>900 円</td> </tr> </table> <p>(備考)宿泊を伴わない利用について適用する。 ※長野県内の小中学校、高等学校及び特別支援学校が学校行事として施設利用する場合は、全額免除。</p> | | | 区分 | | 金額 | 一般 | 25歳以上の者 | 1人1泊について 900 円 | 25歳未満の者 | 1人1泊について 600 円 | 小中学生 | | 1人1泊について 300 円 | 区分 | | 金額 | 一般 | 25歳以上の者 | 1人1泊について 300 円 | 25歳未満の者 | 1人1泊について 200 円 | 小中学生 | | 1人1泊について 100 円 | 区分 | 金額 | | | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後4時まで | 午後5時から 午後8時まで | 研修室 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | 体育館 | 900 円 | 900 円 | 900 円 |
| 区分 | | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般 | 25歳以上の者 | 1人1泊について 900 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 25歳未満の者 | 1人1泊について 600 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小中学生 | | 1人1泊について 300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般 | 25歳以上の者 | 1人1泊について 300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 25歳未満の者 | 1人1泊について 200 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小中学生 | | 1人1泊について 100 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後4時まで | 午後5時から 午後8時まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修室 | 300 円 | 300 円 | 300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 体育館 | 900 円 | 900 円 | 900 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 4 その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|-------|-------|--|--|------|----|----|----|-------|-------|-------|-----------|-------|--|--|-------------|-------|--|--|---------|----|--|--|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th colspan="3">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食事料金</td><td>朝食</td><td>昼食</td><td>夕食</td></tr> <tr> <td>500 円</td><td>600 円</td><td>750 円</td></tr> <tr> <td>寝具使用料(一泊)</td><td>120 円</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>クリーニング料(一回)</td><td>240 円</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>教材費(随時)</td><td>実費</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> | 区分 | 金額 | | | 食事料金 | 朝食 | 昼食 | 夕食 | 500 円 | 600 円 | 750 円 | 寝具使用料(一泊) | 120 円 | | | クリーニング料(一回) | 240 円 | | | 教材費(随時) | 実費 | | |
| 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 食事料金 | 朝食 | 昼食 | 夕食 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 500 円 | 600 円 | 750 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寝具使用料(一泊) | 120 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| クリーニング料(一回) | 240 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教材費(随時) | 実費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開所日 | 休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の翌日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開所時間 | 午前 9 時から午後 8 時まで。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の特徴 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 33 万 m² の広大な敷地を有し、マレットゴルフコース、アスレチックコース、スケート場(冬季)など多彩なレクリエーションを楽しめる。 ○ 立地場所は市街地まで遠く、付近には類似の施設はない。 ○ 隣接する小諸市に「小諸青年の家」があったが平成 18 年 3 月に閉所し、小諸市に譲渡した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 阿南少年自然の家

| | | | |
|-------|--|-------|-------------|
| 設置年月 | 昭和 61 年 | 根拠条例等 | 長野県少年自然の家条例 |
| 設置年月 | 下伊那郡阿南町西条 2332 | | |
| 設置目的 | 少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛錬し、もって少年の健全な育成を図るため設置する。 | | |
| 施設の内容 | <p>◇ 本館棟 鉄筋コンクリート造 3 階建 (地上 2 階、地下 1 階) 1,599.20 m²</p> <p>◇ 宿泊棟 鉄筋コンクリート造 2 階建 927.40 m² 宿泊室 : 24 室 (和室 8 室、洋室 16 室)、宿泊定員 200 人 体育室 : 337 m²</p> <p>その他 : 研修室、食堂、浴室、談話室、事務室、宿直室 等</p> <p>◇ 野外施設 キャンプ場 9,300 m² (炊事場、洗面所、便所、倉庫) 宿泊定員 200 人、 営火場、マレットゴルフ場 (36 ホール)、遊歩道 等</p> | | |

| | | | |
|--|---|------------------|------------------|
| 利用料金 | 1 宿泊施設 | | |
| | 区分 | 金額 | |
| | 一般 | 25歳以上の者 | 1人1泊について 900円 |
| | | 25歳未満の者 | 1人1泊について 600円 |
| | 小中学生 | | 1人1泊について 300円 |
| | 2 キャンプ場 | | |
| | 区分 | 金額 | |
| | 一般 | 25歳以上の者 | 1人1泊について 300円 |
| | | 25歳未満の者 | 1人1泊について 200円 |
| | 小中学生 | | 1人1泊について 100円 |
| 3 研修室及び体育館 | | | |
| 区分 | 金額 | | |
| | 午前9時から 正午まで | 午後1時から 午後4時まで | 午後5時から 午後8時まで |
| 研修室 | 300円 | 300円 | 300円 |
| 体育館 | 900円 | 900円 | 900円 |
| (備考)宿泊を伴わない利用について適用する。 | | | |
| ※長野県内の小中学校、高等学校及び特別支援学校が学校行事として施設利用する場合は、全額免除。 | | | |
| 4 その他 | | | |
| 区分 | 金額 | | |
| 食事料金 | 朝食 | 昼食 | 夕食 |
| | 500円 | 600円 | 750円 |
| 寝具リース | 室内泊 560円 (リース、クリーニング) | | |
| クリーニング料 | テント泊 80円 (クリーニング) | | |
| 野外炊飯 | 野外炊飯食材(実費)、カレー食材(600円)、野外飯用薪200円/束 | | |
| キャンプファイヤー(2時間) | 1団体3,000円(木材、灯油代) 小型30人未満1,500円 | | |
| その他 | 省略 | | |
| 開所日 | 休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 | | |
| 開所時間 | 午前9時から午後8時まで。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。 | | |
| 施設の特徴 | ○近隣には、グランド・体育館・武道館・テニスコート・文化会館などの町営施設があるので、これら施設と連携した利用ができる。 ○昭和61年開所のため老朽化が進んでいる。 ○類似施設として国立信州高遠青少年自然の家(伊那市高遠)がある。 | | |

2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

| 期間 | 管理形態 | 管理受託者又は指定管理者等 |
|-----------|------|---------------|
| ～平成 21 年度 | 直営 | |

3. 指定管理者の状況

(1) 望月少年自然の家

| | | | |
|-------|----------------|------|---|
| 指定管理者 | 信州リゾートサービス(株)※ | 指定期間 | 平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日 (3 年間) |
| 選定方法 | 公募 (応募者数 : 5) | | |

※信州リゾートサービス(株)の概要

| | |
|---|--------------------------|
| 所在地 | 長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野 210 番地 |
| 設立年月日 | 昭和 57 年 1 月 11 日 |
| 代表者 (県との関係) | 安江高治 |
| 役員、職員の状況 | 取締役 3 人、監査役 1 人、従業員 18 人 |
| 主な業務内容 | 別荘の維持管理業務、公共施設・研修所等の運営管理 |
| 長野県所管の他の公の施設における平成 21 年度の指定管理業務 (長野県の所管部署) | なし |

※信州リゾートサービス(株)の財務の状況

(単位 : 千円)

| | 前々年度 (18 年 10 月 31 日) | 前年度 (19 年 10 月 31 日) | 直近の年度 (20 年 10 月 31 日) |
|---------|--------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 売上高 | 231,210 | 234,723 | 226,370 |
| 税引後当期利益 | 14,468 | 9,343 | 9,162 |
| 総資産額 | 147,324 | 148,869 | 157,580 |
| 資本金額 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 純資産額 | 103,982 | 112,325 | 116,786 |

(2) 阿南少年自然の家

| | | | |
|-------|------|------|---|
| 指定管理者 | 阿南町※ | 指定期間 | 平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日 (3 年間) |
| 選定方法 | 非公募 | | |

※阿南町の概要及び財務の状況は省略

4. 指定管理者が行う業務

- (1)施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2)少年自然の家の利用の許可に関する業務
- (3)少年自然の家の利用に係る料金に関する業務
- (4)少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの
- (5)前各号に掲げる業務に附帯する業務

5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

長野県の少年自然の家は、平成 22 年 4 月より指定管理者制度が導入されている。平成 21 年度以前（直営）と平成 22 年度における監査実施時までの状況は「6. 監査の結果及び意見」で分析する。

6. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

- ① 指定管理者制度の導入に合理性があるか（指定管理料の算定）（両施設）
(意見)

まず、平成 21 年までの歳出の状況と平成 22 年度の指定管理料は以下のとおりとなっている。

表36 少年自然の家の平成 18 年度～21 年度における歳出又は指定管理料の推移

（単位：千円）

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 (指定管理料) |
|----|----------|----------|----------|----------|---------------------|
| 望月 | 66,846 | 61,351 | 60,436 | 51,492 | 29,800 |
| 阿南 | 59,831 | 53,415 | 53,490 | 55,710 | 26,700 |

この表のとおり、県が直営で運営をしていた平成 21 年度までの状況においても歳出額は減少傾向にあった。更に、平成 22 年度においては、前年度と比較して約半分の状況になっている。平成 22 年度は、利用料収入を考慮した上で指定管理料が算定されているので、一概に前年までの歳出額とは比較できないが、大幅に削減されていることは確かである。

平成 22 年度の望月少年自然の家と阿南少年自然の家の指定管理料の算出は次のとおりである。

表 37 望月少年自然の家における指定管理料の算出過程

(単位：千円)

| | 平成 18 年度 (A) | 平成 19 年度 (B) | 平成 20 年度 (C) | 平均額 (A+B+C)/3 | 平成 22 年度 (指定管理料) |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|---------------------|
| 人件費 | 52,460 | 45,460 | 44,335 | 47,418 | 17,605 |
| 管理費 | 12,871 | 13,703 | 14,943 | 13,839 | 13,839 |
| 事業費 | 1,515 | 1,306 | 1,158 | 1,326 | — |
| 臨時経費 | — | 882 | — | 294 | — |
| 直接経費計 | 66,846 | 61,351 | 60,436 | 62,878 | 31,444 |
| 直接経費計(税込) | | | | A | 33,016 |
| 収入見込み | | | | B | 2,591 |
| 指定管理料概算額 | | | | A-B | 30,400 |
| 指定管理料確定額 | | | | | 29,800 |

※指定管理料概算額とは、募集要項において、県が指定管理料の上限額として提示した額である。

表 38 阿南少年自然の家における指定管理料の歳出過程

(単位：千円)

| | 平成 18 年度 (A) | 平成 19 年度 (B) | 平成 20 年度 (C) | 平均額 (A+B+C)/3 | 平成 22 年度 (指定管理料) |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|---------------------|
| 人件費 | 47,561 | 40,698 | 40,682 | 42,980 | 17,605 |
| 管理費 | 10,919 | 10,472 | 11,782 | 11,060 | 11,060 |
| 事業費 | 1,351 | 1,153 | 1,026 | 1,177 | — |
| 臨時経費 | — | 1,092 | — | 364 | — |
| 直接経費計 | 59,831 | 53,415 | 53,490 | 55,579 | 28,665 |
| 直接経費計(税込) | | | | A | 30,098 |
| 収入見込み | | | | B | 3,306 |
| 指定管理料概算額 | | | | A-B | 26,700 |
| 指定管理料確定額 | | | | | 26,700 |

※指定管理料概算額とは、募集要項において、県が指定管理料の上限額として提示した額である。

望月少年自然の家、阿南少年自然の家とともに、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の歳出額の平均をもとに指定管理料を概算している。具体的には、望月少年自然の家の場合、人件費については 3 年間の平均値（42,980 千円）よりもかなり低い額（17,605 千円）としている。これは、指定管理者制度導入による人員削減を想定しているためである。参考までに、望月少年自然の家における指定管理者制度が導入されるまでの人員の状況と、導入後の人員の状況は次のようにになっている。

表 39 望月少年自然の家における導入前と導入後の人員の状況

(単位：人)

| 平成 21 年度以前(直営)の人員の状況 | | | 平成 22 年度の人員の状況 | | |
|----------------------|-------|----|----------------|------|---|
| 内訳 | 区分 | 人数 | 区分 | 人数 | |
| 所長 | 常勤職員 | 1 | 事務主任 | 常勤職員 | 1 |
| 次長 | 常勤職員 | 1 | 事務係員 | 常勤職員 | 1 |
| 主幹 | 常勤職員 | 1 | 事務係員 | 常勤職員 | 1 |
| 庁務技師 | 常勤職員 | 1 | 用務員 | 常勤職員 | 1 |
| 指導員 | 嘱託員 | 1 | | | |
| 施設管理運営補助金 | 非常勤職員 | 1 | | | |
| 宿直員 | 非常勤職員 | 1 | | | |

※平成 22 年度の人員の状況は、指定管理料を算定する際に想定した人員であり、実際の人員の状況と若干異なる場合がある。

一方、管理費については、3 年間の平均値（11,060 千円）をそのまま指定管理料としている。管理費については、指定管理者制度導入による削減効果を期待していないことが伺える。また、事業費及び臨時経費は指定管理料には考慮されていない。結果として、阿南少年自然の家の指定管理料は 28,665 千円（17,605 千円 + 11,060 千円）と算定している。

以上より、指定管理料というコストが削減されたという点だけ捉えれば、指定管理者制度は効果があったということがいえる。本来であれば、サービス水準を維持又は向上した上で費用も削減努力が認められれば評価ができる。よって、今年度以降、サービス水準の評価と併せて費用の削減効果を判断する必要がある。

なお、管理費については、3 年間の平均値（11,060 千円）をそのまま指定管理料としているが、管理費について、費用の削減余地がないかについては今後も検討が必要である。

② 直営から指定管理者制度への移行は適切に行われているか（望月）（指摘）

今回、少年自然の家及び青年の家を訪問して、指定管理者への引継ぎに関するいくつか問題が生じていたことが判明した。

望月少年自然の家では、指定管理者制度移行後の 4 月のイベントについて引継ぎのため 3 月中の広報が十分にできなかった。

この原因は、引継ぎ者（県）において 3 月に広報を実施した場合、実際にイベントを行うのは引受者（指定管理者）であるため、引継ぎ者においてイベント実施の責任が取れないと判断したため、あえて広報を実施しなかったものであり、逆に引継ぎを意識しすぎた結果ということである。しかしながら、

4月の自主事業が十分に準備できていなかったのは事実であり、引き継ぎ直後のイベント（広報者と事業実施者が違う場合）については検討する必要がある。少なくとも、引き継ぎ時には直近のイベントの実施を避けるか、実施する場合には広報についても引継ぎ者と引受者との間で十分調整する必要がある。

須坂青年の家では指定管理者制度移行後も法律上の問題があり使用できない焼却炉が未処分のまま残っていたなどの問題もあった（詳細は青年の家で記載）。

引継ぎ前には事前調査を十分に行い、不要物の処分費用の負担等については県との間で合意し、処分の計画を立てておく必要がある。

(2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

① 指定管理者選定方法等について（説明）

ア．望月少年自然の家

（ア）公募期間・・・平成21年7月30日～9月10日

（イ）審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

| 区分 | 役職 |
|----------------|-------------|
| 教育次長（行政） | 内部 |
| 教育総務課長 | 内部 |
| 文化財・生涯学習課長 | 内部 |
| 信州大学教育学部教授 | 外部（学識経験者） |
| 長野県公民館運営協議会副会長 | 外部（社会教育関係者） |

審査基準及び配点

| 審査基準 | 審査項目 | 配点 |
|------------------|--|----|
| 経営基盤 | ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 | 10 |
| 施設の運営方針・平等な利用の確保 | ・運営方針は施設の設置目的や県の意図したものに合致しているか。 ・地域住民及び関係機関・団体等との連携が図られ、地域の活性化につながる内容となっているか。 ・県民の平等な利用が図られる計画となっているか。 | 10 |

| | | |
|--------------|--|----|
| 指定管理料 | ・提案額は上限額を下回っているか。 ・評点=配点×最低価格／応募価格 | 10 |
| 収支計画の内容 | ・収入・支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか。 | 10 |
| サービスの内容 | ・施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 | 10 |
| 施設管理の内容 | ・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。 ・環境に配慮した業務運営となっているか。 ・少年自然の家の機能を十分發揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置となっているか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 ・個人情報保護対策は万全か。 | 20 |
| 青少年健全育成政策の内容 | ・青少年の健全な育成に資する事業（自主事業・受入指導事業）の企画及び実施に関する計画が優れているか。 ・利用者の増加に向け、利用者ニーズを踏まえた魅力的な内容となっているか。 | 20 |
| 業務実績 | ・少年自然の家又はこれに類する施設の管理に良好な実績があり、必要な知識及び技術を有しているか。 | 10 |

選定結果

| 応募者名 | 合計得点 |
|---------------|------|
| 信州リゾートサービス(株) | 80.4 |
| A | 77.8 |
| B | 70.8 |
| C | 67.8 |
| D | 57.2 |

(ウ) 指定管理者の指定及び協定書の締結

望月少年自然の家は以下のとおり指定管理者の指定及び協定書が締結されている。

指定管理者の指定

平成 21 年 11 月の長野県議会における指定の議決を受け、平成 21 年 12 月 14 日に指定。

協定書（基本、年度）の締結

平成 22 年 4 月 1 日に基本協定書が締結された。

その後、平成 22 年 4 月 1 日に年度協定書が締結されている。